

# 外務省 (Ministry of Foreign Affairs)

## 外務省の任務及び所掌事務

平成八年、橋本首相(当時)の下に設けられた行政改革会議は、翌年十二月の「最終報告」において、再編後の各省庁の任務・行政目的や主要な行政機能等をまとめています。

新しい外務省の任務や所掌事務は、外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)に定められていますが、これは「最終報告」及びこれに基づいて制定された中央省庁等改革基本法(平成十年法律第百三号)を受けた内容となっております。

### (1) 任務

外務省の任務は、外務省設置法において「平和で安全な国際社会

の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ること」と定められています(第三条)。

### (2) 所掌事務

外務省の所掌事務は、外務省設置法第四条に定められています。同条第一号は、まず、日本国の安全保障、対外経済関係、経済協力、文化その他の分野における国際交流その他の事項に係る外交政策を掲げています。

第二号以下の各号は、その他の対外関係事務等を外務省の所掌として定めています。その中で従来の外務省の所掌事務との関係で注目すべき点は二つあります。

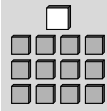
一つは、「政府開発援助全体に共通する方針に関する関係行政機関の行う企画の調整」、「政府開発援助のうち有償の資金供与による協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整」、「政府開発援助のうち技術協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整」を外務省が行うことが明記されたことです(第二十四号、第二十六号)。これは、「最終報告」が、経済協力に関する全体的な企画、有償資金協力(円借款)の企画立案機能及び技術協力に関する企画立案機能については、「外務省がコアとなって総合調整を行う」としていることを受けたものです。

もう一つは、これまで経済企画庁が行っていた、国際協力銀行の海外経済協力業務(円借款業務)に係る監督が、外務省に移管され

ることです(注:これは国際協力銀行法の改正によりなされ、外務省設置法では第四条第二十九号の「法律」に基づき外務省に属させられた事務」で読むこととなります)。この結果、円借款事業と技術協力・開発調査などの他の援助形態とのより円滑な連携が可能となり、政府開発援助が一層効果的・効率的に実施されるようになることが期待されます。

このほかに外務省は、例えば次に掲げるような対外関係事務を所掌します。これらは、いずれも従来から外務省が行ってきた重要な事務であり、新しい外務省も引き続き行っていくものです。

日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国に関する政務の処理  
日本国政府を代表して行う国際連合その他の国際機関及び国際



会議その他国際協調の枠組み（国際機関等）への参加並びに国際機関等との協力

条約その他の国際約束の締結、解釈及び実施

国際情勢に関する情報の収集及び分析、外国及び国際機関等に関する調査

日本国民の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進

海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全 等

### 外務省の組織

一大臣官房及び十局三部という外務省の基本的な組織構成は、再編後も変わりません。すなわち、

予算・機構・定員等を扱い、省全体の総合調整を行う大臣官房、

総合的・基本的な外交政策を企画立案するとともに、国連、軍備

管理・軍縮、原子力及び科学等を扱う総合外交政策局のほか、各

地域に関する外交政策及び対外関係事務を扱う地域局五局（アジア

大洋州局、北米局、中南米局、欧州

局、中東アフリカ局）、及び分野別に対外経済関係、経済協力、国際法、情報収集・分析・調査を所掌する機能局四局（経済局、経済協力局、条約局、国際情報局）が置かれます。

大臣官房の下には、a文化交流や文化無償協力等を扱う文化交流部とb邦人保護や旅券の発給、海外移住、査証等を扱う領事移住部が、また総合外交政策局の下にはc国連の行財政、人権、人道（難民）、薬物、地球環境などを扱う国際社会協力部が置かれます。

やや細かく、従来の外務省の組織との主な相違点をまとめると、次のとおりです。

従来の大臣官房国際報道課を廃止し、国際報道官を新設します。

「地域に関するよりきめ細かい外交政策」（中央省庁等改革基本法第十九条第八号）の推進を図るため、従来のアジア局及び欧亜局をアジア大洋州局及び欧州局に改編し、大洋州課をアジア大洋州局に置くとともに、欧州局内の各課が所掌する国を見直

します。

従来の国際社会協力部地球規模問題課から人口及び薬物を切り離し、同課は地球環境に特化して地球環境課と名称を変更するとともに、人口は経済の分野に属する問題として国連行政課に、薬物は社会の分野に係る事項として人権人道課（旧・人権難民課）にそれぞれ移管します。

中近東アフリカ局の名称を中東アフリカ局に変更します。

海外移住審議会を、海外との人の交流に関する重要事項を調査審議する海外交流審議会に改組します。

### 今後の課題

二十一世紀を迎えるに当たり、世界は多くの課題に直面しています。

例えば民族、宗教等に起因する地域的紛争は引き続き多発しています。また、経済のグローバル化とIT（情報技術）革命は、国際社会に未曾有の繁栄をもたらした

一方、競争に取り残される人や地域の問題が顕在化しています。

貧困、地球環境問題、感染症、国際組織犯罪、テロといった個人の生存、尊厳、生活に係る問題の重要性もますます高まっています。このような中で、日本は国際社会の主要な一員としてふさわしい役割と責任を果たしていかなければなりません。

そのために、外務省は、米国との関係を基軸としつつ、近隣諸国との関係強化、アジア太平洋地域をめぐる地域協力の推進、国連をはじめとするグローバルな取組への積極的な参画などを着実に進めていく方針です。

また、開発途上国の持続的な開発のために政府開発援助を我が国の重要な外交手段として効果的に実施していくとともに、軍縮、不拡散の問題への取組を強化し、さらに重要性をますます増しているNGO（非政府組織）などの市民社会との建設的な協力関係の構築にも努めていきます。

（外務省）